

## 所沢市テニス協会 常任理事会 議事録

出席・・・安田、清水(文)、関口、山口、吉本、角野、山田、清水(照)、安藤、杉浦、片岡、  
小峯、大河原、米原、阿部、濱埜、土屋、板橋 書記・・・藤川

### 1) 総会資料確認

各役員が総会資料を確認した。委任状は、会則に合わせて改定することにした。

\*30年度予算(案)の会費項目を訂正した。(脱退する団体1件を追加)

\*年会費の領収書発行の時期については2月下旬ごろとした。

### 2) 団体戦要項確認・・・各役員が団体戦要項を確認した。

### 3) アンケート報告

①コート利用関係・・・冬季早朝利用については、安田会長より所沢市に要望した。

②大会関係・・・ミックスダブルスに男女合計110歳枠を新設する。男子シニアの年齢を60歳以上を55歳以上に変更することが決まった。

③団体登録関係・・・実業団とは所沢市内に本支店等がある会社、官公庁のテニス部とする。また、事業所実態の無い実業団登録はサークル登録とすることが決まった。合わせて、年会費等一覧表も改定する。

### 4) その他

ア) 所沢市秋季テニス大会について・・・シングルス本戦は、予備日が無くなり実施できなかったが終了とし、大会が成立しているので、エントリー費用の返金は発生しないことを確認した。

イ) 総会資料の5号議案 規約変更について安田会長より説明があった。

A) 会則の変更・・・第5章 理事会 第18条に2項として通常理事会(総会)を理事が欠席する場合は、予め代理人を指定するか、委任状(協会所定のものが望ましい)等によって議決権を議長に一任する旨を、協会事務局に届け出なければならない。の文言を追加した。

#### B) 細則の変更

①第1条 会の運営に第5項として、常任理事会は常任理事のいない団体に、大会の運営補助として諸手当なしの実行委員の選出を求めることができる。各団体は、出来る限りその要望に協力しなければならない。の文言を追加した。

②第2条 人事第2項 各団体は1名以上の常任理事を推薦しなければならない。の後に、但し、理事会が認めた場合、その限りではない。の文章を追加した。

③第3条 会計 諸手当の変更・・・各市民大会の実務者への手当では1日7000円、半日4000円に、ドロー会議参加者には1回5000円に変更した。第7項として、都市対抗出場に関する経費は、常任理事会において別に定めたものを基準として決定する。の文章を加えた。 以上